特に、患者等が健全な学校生活を送り、職業を選択し、生涯を通じて働き続けるために、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止することが重要であり、ＮＧＯ等と連携し、社会教育も念頭に置きつつ、医療現場や学校、企業等に対して広くＨＩＶ感染症への理解を深めるための人権啓発を推進するとともに、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。

三　個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供

ＨＩＶ感染の特性に鑑み、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスの全てにおいて、利用者及び患者等に説明と同意に基づく保健医療サービスが提供されることが重要である。そのためにも、希望する者が容易に安心して相談の機会が得られるよう、保健所や医療機関における職員等への研修等を推進するとともに、これらを含む関係機関とＮＧＯ等の連携が重要である。

第九　施策の評価及び関係機関との連携

一　施策の評価

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。

また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に偏りなく進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策目標等を設定し、実施状況等を複数年にわたり評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、その結果を定期的に情報提供するとともに、施策を評価し、必要に応じて改善する。感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、研究班により得られた研究成果を引き続き研究や事業に活かすことができるよう、患者等、医療関係者、ＮＧＯ等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。

二　各研究班、ＮＧＯ等との連携

国及び都道府県等は、総合的なエイズ対策を実施する際には、各研究班、ＮＧＯ等との連携が重要である。特に、個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、各研究班、ＮＧＯ等と横断的に連携できる体制を整備することが望ましい。また、ＮＧＯ等の情報を、地方公共団体に提供できる体制を整備することも望まれる。

なお、継続的に質の高い施策を実施するためには、ＮＧＯ等の基盤強化のための環境整備、支援が望まれる。

あわせて、国及び都道府県等は、各種施策におけるＮＧＯ等との連携が有効なものとなるよう、その施策の内容を評価する体制を整備することが重要である。

○海上保安庁告示第十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　山背泊港西防波堤灯台

位置　北海道函館市（山背泊港西防波堤外端）

北緯　四一―四七―一二

東経　一四一―〇七―五一

変更した事項　光度　一一〇カンデラ

光達距離　五・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

変更年月日　平成二十三年十一月二十二日

名称　下田港東防波堤灯台

位置　静岡県下田港（東防波堤外端）

北緯　三四―三九―五六

東経　一三八―五七―一八

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル

変更年月日　平成二十三年十一月二十二日

名称　浜名港口離岸導流堤灯台

位置　静岡県浜名港（港口離岸導流堤南端）

北緯　三四―四〇―二三

東経　一三七―三五―五二

変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十三年十一月二十二日

名称　高甲岩灯台

位置　大分県津久見市（高甲岩）

北緯　三三―〇六―四八

東経　一三二―〇一―四〇

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一九メートル

変更年月日　平成二十三年十一月二十二日

名称　芥屋港第二防波堤灯台

位置　福岡県糸島市（芥屋港第二防波堤外端）

北緯　三三―三五―一七

東経　一三〇―〇六―二四

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル

変更年月日　平成二十三年十一月二十二日

名称　黒松港防波堤灯台

位置　島根県江津市（黒松港防波堤外端）

北緯　三五―〇三―四四

東経　一三二―一八―四二

変更した事項　光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル

変更年月日　平成二十三年十一月二十二日

名称　黒松港東防波堤灯台

位置　島根県江津市（黒松港東防波堤外端）

北緯　三五―〇三―四四

東経　一三二―一八―四二

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル

変更年月日　平成二十三年十一月二十二日

○海上保安庁告示第十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鹿島港南防波堤灯台

位置　茨城県鹿島港（南防波堤外端）

北緯　三五―五七―二四

東経　一四〇―四二―四五

変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

変更年月日　平成二十三年十一月二十四日

名称　爪木埼灯台

位置　静岡県下田市（爪木埼）

北緯　三四―三九―三二

東経　一三八―五九―一二